7　締約国は、船舶が、海路により移民を密入国させており、かつ、国籍のない船舶又は国籍のない船舶とみなすことができる船舶と疑うに足りる合理的な理由を有する場合には、当該船舶に乗船し、及びこれを捜索することができる。当該締約国は、疑いを裏付ける証拠が発見された場合には、関連する国内法及び国際法に従って適当な措置をとる。

第九条　保障措置に関する条項

1　締約国は、前条の規定に従い船舶に対する措置をとる場合には、次のことを行う。

(a)　乗船者の安全及び人道的な取扱いを確保すること。

(b)　船舶又はその積荷の安全を危うくすることのないよう妥当な考慮を払うこと。

(c)　旗国その他の関係国の商取引上又は法律上の利益を害することのないよう妥当な考慮を払うこと。

(d)　利用可能な手段の範囲内で、船舶に関してとられるいかなる措置も環境上適正なものであることを確保すること。

2　船舶は、前条の規定に基づいてとられた措置に根拠がないことが証明され、かつ、当該措置を正当とするいかなる行為も行っていなかった場合には、被った損失又は損害に対する補償を受ける。

3　この第Ⅱの規定に基づき、措置がとられ、採用され、又は実施される場合には、次の事項を妨げること又はこれらに影響を及ぼすことのないよう妥当な考慮を払う。

(a)　海洋に関する国際法に基づく沿岸国の権利及び義務並びに裁判権の行使

(b)　船舶に関する行政上、技術上及び社会上の事項について旗国が裁判権を行使し、及び規制を行う権限

4　この第Ⅱの規定に基づいて海上においてとられる措置は、軍艦、軍用航空機その他政府の公務に使用されていることが明らかに表示されており、かつ、識別されることのできる船舶又は航空機であってそのための権限を与えられているものによってのみとることができる。

第Ⅲ　防止、協力その他の措置

第十条　情報

1　締約国、特に、共通の国境を有し、又は移民を密入国させる経路上に位置する締約国は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約第二十七条及び第二十八条の規定の適用を妨げることなく、この議定書の目的を達成するため、自国の法律上及び行政上の制度に従い、次の事項に関する情報を締約国間で交換する。

(a)　第六条に規定する行為を行う組織的な犯罪集団によって利用されていると知られ、又は疑われている乗込地及び目的地並びに経路、運送人及び輸送手段

(b)　第六条に規定する行為を行っていると知られ、又は疑われている組織又は組織的な犯罪集団の特定及び方法

(c)　締約国が発給する旅行証明書の真正及び適正な様式並びに未記入の旅行証明書又は身分証明書の盗難又はこれに関連する悪用

(d)　人を隠匿し、及び輸送するための手段及び方法、第六条に規定する行為において使用される旅行証明書又は身分証明書の不法な変造、複製、取得又は他の悪用並びにこれらを探知する方法

(e)　第六条に規定する行為を防止し、及びこれと戦うための立法上の経験並びに慣行及び措置

(f)　法の執行に有用な科学的及び技術的情報であって第六条に規定する行為を防止し、探知し、及び捜査し、並びに関係者を訴追するための相互の能力を向上させるもの

2　情報を受領した締約国は、その情報を提供した締約国がその使用について課した制限に係るいかなる要請にも従う。

第十一条　国境措置

1　締約国は、人の移動の自由に関する国際的な約束の適用を妨げることなく、可能な範囲内で、移民を密入国させることを防止し、及び探知するために必要な国境管理を強化する。

2　締約国は、商業運送業者によって用いられる輸送手段が第六条1(a)の規定に従って定められる犯罪の実行に利用されることを可能な範囲内で防止するため、立法その他の適当な措置をとる。

3　2の措置には、適当な場合には、適用可能な国際条約の適用を妨げることなく、商業運送業者（あらゆる運輸業者又は輸送手段の所有者若しくは運航者を含む。）がすべての乗客が受入国への入国に必要な旅行証明書を所持していることを確認する義務を定めることを含む。

4　締約国は、自国の国内法に従い、3に規定する義務についての違反があった場合の制裁を定めるために必要な措置をとる。

5　締約国は、自国の国内法に従い、この議定書に従って定められる犯罪の実行に関係した者の入国を拒否し、又は査証を取り消すことを可能とする措置をとることを考慮する。

6　締約国は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約第二十七条の規定の適用を妨げることなく、特に、直接の連絡の経路を設け、及び維持することにより、国境管理機関の間の協力を強化することを考慮する。

第十二条　文書の安全及び管理

締約国は、利用可能な手段の範囲内で、次の目的のために必要な措置をとる。

(a)　自国が発給する旅行証明書又は身分証明書が容易に悪用されず、かつ、容易に偽造されない品質又は不法に変造されず、模造されず若しくは発給されない品質であることを確保すること。

(b)　締約国により又は締約国に代わって発給される旅行証明書又は身分証明書の完全性及び安全を確保し、並びにこれらの証明書の不法な作成、発給及び使用を防止すること。

第十三条　文書の正当性及び有効性

締約国は、他の締約国から要請があった場合には、自国の国内法に従い、合理的な期間内に、自国の名において発給され、又は発給されたとされる旅行証明書又は身分証明書であって第六条に規定する行為を行う目的で使用されている疑いがあるものについて、その正当性及び有効性を確認する。

第十四条　訓練及び技術協力

1　締約国は、第六条に規定する行為の防止及びその行為の対象となった移民の人道的な取扱いに関し、この議定書に規定する移民の権利を尊重しつつ、出入国管理の職員その他の関係職員を専門的に訓練し、又はその訓練を強化する。

2　締約国は、第六条に規定する行為を防止し、これと戦い、及びこれを根絶し、並びにその行為の対象となった移民の権利を保護するためその職員に対して適切な訓練がその領域内で行われることを確保するよう、適当な場合には、相互に、又は権限のある国際機関、非政府機関その他の関連機関若しくは市民社会の他の集団と協力する。当該職員の訓練には、次のことを含む。

(a)　旅行証明書の安全及び品質を向上させること。

(b)　不正な旅行証明書又は身分証明書を識別し、及び探知すること。

(c)　犯罪に関する情報、特に、第六条に規定する行為を行っていることが知られ、又は疑われている組織的な犯罪集団の特定、密入国の対象となった移民の輸送に用いられた方法、第六条に規定する行為を行うための旅行証明書又は身分証明書の悪用及び移民を密入国させることに用いられた隠匿の手段に関する情報を収集すること。

(d)　通常利用される出入国地点及び通常利用されない出入国地点において密入国の対象となった者を探知するための手続を改善すること。

(e)　この議定書に従い移民を人道的に取り扱い、及びその権利を保護すること。

3　関連の専門知識を有する締約国は、第六条に規定する行為の対象となった者が所在し、又は通過することが頻繁である国に対し、技術援助を提供することを考慮する。締約国は、第六条に規定する行為と戦うため、必要な物資（車両、コンピュータ・システム、文書読取装置等）を提供するためにあらゆる努力を払う。